

第 6303 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 10月 18日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 令和元年 10 月からの消費税(中小事業者の特例)

Q : 10月から消費税の軽減税率が導入されましたが、税額計算に中小企業の特例があるとか。どのようになっているのですか？

A : 次のような特例が認められています。

【解説】

消費税の軽減税率が導入されましたが、中小企業については、税率の異なるごとに区分することが困難なこともあり、次の特例が認められています。

① 小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ(税込み)を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、その事業に係る課税売上げ(税込み)に、その事業に係る課税仕入れ(税込み)に占める軽減税率対象品目の売上げにのみ要する課税仕入れ(税込み)の割合(小売等軽減仕入割合)を乗じて、軽減対象資産に係る課税売上げ(税込み)を算出して、売上税額を計算することができます。

② 軽減売上割合の特例

課税売上げ(税込み)に通常の連続する10営業日の課税売上げ(税込み)に占める同期間の軽減税率対象品目の課税売上げ(税込み)の割合(軽減売上割合)を乗じて、軽減対象資産に係る課税売上げ(税込み)を算出し、売上税額を計算することができます。

③ ①、②の割合の計算が困難な場合

①、②の割合の計算が困難な中小企業で、主として軽減税率対象品目の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を50/100とすることができます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

